

# 下田市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成 25 年 2 月 1 日

## I 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 基本的な考え方

木材は、断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材です。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材です。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物などにおける炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に貢献すると同時に、山村をはじめとする地域経済の活性化にも寄与するものと期待されます。

そこで、本市は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 4 条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先して木材の利用に努めるとともに、民間へも木材の利用を働きかけます。

### 2 木材の利用を促進すべき公共建築物

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図ります。

#### (1) 公共建築物への利用

##### ア 下田市が整備すべき公共建築物

広く市民の利用に供される学校教育施設（幼稚園、小学校、中学校等）、社会教育・体育施設（図書館、体育館、公民館等）、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、住宅施設（市営住宅等）その他本市が整備する施設（観光施設、休憩所等）のほか、本市の事務・事業に使用される庁舎を含むもの。

##### イ 民間事業者が整備する公共性の高い建築物

当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に享受され、本市の文化・福祉の向上に資するなど、公共性・公益性が高いと認められる社会福祉施設、病院・診療所、公共交通機関の旅客施設及び観光施設の建築物を含むもの。

#### (2) 建築材料以外の利用

ア 公共建築物の木造化を促進するとともに、木造が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進します。

イ 公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ります。

ウ 周囲との調和や木材の強度に留意しつつ、公共施設等における工作物としてガードレール、公園の柵、案内看板等に木材の利用を推進します。

エ 公共土木工事においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用を考慮し、法面保護や護岸、水路など公共土木施設等へ間伐材の利用を積極的に推進するとともに、造成工事における緑化資材などとして、現地発生材等の積極的な活用を図ります。

### 3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

#### (1) 木造化を促進する公共建築物の範囲

2の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとします。

#### (2) 木造化を促進する対象としない公共建築物

災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的などから木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設など、当該建築物に求められる機能などの観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としません。

## II 公共建築物における木材の利用の目標

### 1 構造の木造化

建基法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物等において、木造化を促進します。

### 2 混構造の採用

木造と非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造など）の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度などから有利な場合もあることから、その採用について積極的に推進します。

### 3 内装等の木質化

施設の維持管理、防護防犯、費用対効果など、建築物に求められる機能などから、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される建築物についても、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進します。

## III 公共建築物における県産材の利用の促進に関し必要な事項

### 1 合理的な木材供給、森林整備の効果

公共建築物等における木材の利用促進を図るためには、当該施設の建設に必要な木材が低コストで円滑に供給される必要があります。このため、森林所有者、森林組合・素材生産業者等の林業事業者、製材業者その他の木材供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、森林施業の集約化等による低コスト林業の推進、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備に係る木材のニーズに応じた乾燥材等の適切な供給のための木材加工の高度化及び流通の合理化等に積極的に取り組み、行政と民間との更なる連携強化を推進します。

また、無秩序な伐採を防止するとともに、計画的な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める必要があります。

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の活性化に大きく寄与していきます。

## 2 木材資源の多角的利用の促進

木質資源の有効利用を図るため、製材工場等で発生する樹皮、廃材等のほか、建築廃材についても、木質バイオマスエネルギーによる発電利用を促進します。また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図るものとします。

## 3 推進の取組

公共建築物の整備等に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討します。また、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に努め、併せて、県内の森林資源を循環的に利用することの環境面からの意義や有効性、木材を住環境に利用することによる健康面での利点等、木材の利用の促進の意義等について広く理解を得られるように広報や普及に努めていきます。

参考 (静岡県森林・林業統計要覧 平成23年度版)

下田市の森林面積

市全体面積 (ha)	森林面積 (ha)	森林率 (%)
10,470	7,958.62	76.01

民有林

面積 (ha)	人工林 (ha)	人工林率 (%)	人工林蓄積 (千m <sup>3</sup> )	国有林面積 (ha)
7,726.62	2,800.33	36.24	640	232.00

民有林内訳

県有林 (ha)	市有林 (ha)	財産区有林 (ha)	私有林 (ha)	合計 (ha)
519.00	484.96	70.32	6,652.34	7,726.62